

陸上自衛官服装細則

昭和 43 年 2 月 28 日
陸上自衛隊達第 24—8 号

| | | |
|----|------------------------------|-------------------------------|
| 改正 | 昭和 43 年 7 月 11 日達第 24—8—1 号 | 昭和 43 年 8 月 14 日達第 24—8—2 号 |
| | 昭和 43 年 12 月 10 日達第 24—5—1 号 | 昭和 44 年 11 月 26 日達第 24—8—3 号 |
| | 昭和 45 年 3 月 30 日達第 24—5—2 号 | 昭和 45 年 6 月 17 日達第 122—72 号 |
| | 昭和 46 年 4 月 30 日達第 24—8—4 号 | 昭和 47 年 5 月 29 日達第 24—8—5 号 |
| | 昭和 47 年 8 月 30 日達第 24—8—6 号 | 昭和 49 年 4 月 30 日達第 24—8—7 号 |
| | 昭和 50 年 6 月 26 日達第 24—8—8 号 | 昭和 51 年 2 月 9 日達第 24—8—9 号 |
| | 昭和 53 年 1 月 28 日達第 24—8—10 号 | 昭和 53 年 6 月 14 日達第 24—8—11 号 |
| | 昭和 57 年 4 月 30 日達第 122—119 号 | 昭和 58 年 12 月 13 日達第 24—8—12 号 |
| | 昭和 60 年 3 月 18 日達第 24—8—13 号 | 昭和 61 年 7 月 31 日達第 24—8—14 号 |
| | 昭和 62 年 4 月 16 日達第 24—8—15 号 | 平成 4 年 8 月 7 日達第 24—8—16 号 |
| | 平成 6 年 12 月 9 日達第 24—8—17 号 | 平成 7 年 7 月 5 日達第 24—8—18 号 |
| | 平成 8 年 3 月 22 日達第 24—8—19 号 | 平成 9 年 3 月 31 日達第 24—8—20 号 |
| | 平成 10 年 3 月 20 日達第 122—135 号 | 平成 11 年 3 月 25 日達第 122—150 号 |
| | 平成 12 年 3 月 27 日達第 122—157 号 | 平成 12 年 11 月 27 日達第 24—8—21 号 |
| | 平成 13 年 3 月 27 日達第 122—168 号 | 平成 14 年 3 月 27 日達第 122—176 号 |
| | 平成 15 年 3 月 25 日達第 122—181 号 | 平成 18 年 7 月 26 日達第 122—211 号 |
| | 平成 19 年 1 月 9 日達第 122—215 号 | 平成 19 年 3 月 27 日達第 122—218 号 |
| | 平成 19 年 7 月 27 日達第 24—8—22 号 | 平成 20 年 2 月 7 日達第 24—8—23 号 |
| | 平成 20 年 3 月 25 日達第 122—224 号 | 平成 21 年 2 月 3 日達第 122—230 号 |
| | 平成 21 年 3 月 30 日達第 122—232 号 | 平成 22 年 3 月 23 日達第 122—241 号 |
| | 平成 23 年 3 月 31 日達第 122—248 号 | 平成 24 年 3 月 30 日達第 122—254 号 |
| | 平成 26 年 3 月 28 日達第 122—263 号 | 平成 27 年 7 月 13 日達第 24—8—24 号 |
| | 平成 28 年 3 月 28 日達第 24—8—25 号 | |

自衛官服装規則（昭和 32 年防衛庁訓令第 4 号）第 22 条及び第 23 条の規定に基づき陸上自衛官服装細則（昭和 36 年陸上自衛隊達第 24—8 号）の全部を改正する。

陸上幕僚長 陸将 吉江 誠一

陸上自衛官服装細則

（目的）

第 1 条 この達は、陸上自衛官の制服等の着用について、自衛官服装規則（昭和 32 年防衛庁訓令第 4 号。以下「規則」という。）の実施のため必要な事項を定めることを目的とする。

（用語の意義）

第2条 この達において用いる用語の意義は、規則第2条に定めるほか次の各号に掲げるところによる。

- (1) 部隊等の長とは、陸上幕僚長、部隊及び機関（分校、補給処の支処、出張所を含む。）の長をいう。
- (2) 中帽とは、鉄帽用中帽をいう。
- (3) 自衛官とは、陸上自衛官をいう。

（服装の統制）

第3条 駐屯地司令は、駐屯地に所在する部隊等に勤務する自衛官の服装に関し、規律の統一上必要があると認める場合に所要の統制を行うことができる。

（外出時における制服を着用しないことの許可）

第3条の2 部隊等の長は営舎内に居住する自衛官が外出時において制服を着用しないことを許可することができる。

（特殊服装）

第4条 特殊服装の種類、特殊服装をする場合及び着用品については、別表第1に掲げるとおりとする。

- 2 自衛官は、雨雪等の場合には、作業服着用時雨衣に代えて携帯雨具又は戦闘雨具を着用することができる。

（妊婦服）

第4条の2 女性自衛官は、妊娠により制服を着用できない場合には、部隊等の長の承認を得て妊婦服を着用するものとする。

- 2 妊婦服の制式及び着用要領は、別表第1—2に掲げるとおりとする。

（各種服装の着用品の省略又は変更）

第5条 規則別表第1及び別表第2に掲げる各種服装の着用品のうち、着用を省略又は変更できるものについては、別表第2に掲げるとおりとする。

- 2 規則別表第1及び別表第2に掲げる各種服装の着用品及び前条に定める特殊服装の着用品のほか、制服に準じて着用するものについては、別表第3に掲げるとおりとする。

（脱帽及び脱衣）

第6条 自衛官は、武装をしている場合を除き、室内（通常隊舎内の各室、講堂、教室、食堂、診療室等の内部をいい、天幕内は室内とみなす。）においては、脱帽するものとし、室内を除く屋内（通常倉庫、作業場、廊下等をいい、屋内訓練場及び屋根付の建物の内部は、屋外とみなす。）においては、脱帽することができる。

- 2 前項のほか、自衛官は、追悼式及び葬送式等において部隊等の長が必要と認める場合には、脱帽することができる。

- 3 自衛官は、部隊等の長の定めるところにより脱衣することができる。

（き章等）

第7条 自衛隊法施行規則別表第2に掲げる作業帽及び戦闘帽の帽章の細部制式及び着用位置は、別表第4に掲げるとおりとする。

- 2 自衛官の階級章の略章に関する訓令（昭和37年防衛庁訓令第51号）第3条の規定に基づく階級章の略章（以下「略章」という。）の着用区分及び着用要領は、別表第5に掲げるとおりとする。

- 3 車両操縦優良章の着用区分及び着用要領は、別表第6に掲げるとおりとする。
- 4 自衛官は、外国に出張若しくは留学又は訓練等により国外において勤務する場合又は国際平和協力隊若しくは国際緊急援助隊に派遣される場合には、必要に応じて別表第7に掲げる制式の日本国を表す標識（以下「国家標識」という。）を同表に掲げるところにより着用することができる。
- 5 国際平和協力隊へ派遣される自衛官は、国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律施行令（平成4年政令第268号。以下「施行令」という。）第5条第1項の規定に基づき、国際平和協力本部から貸与される記章（以下「平和協力隊員記章」という。）及び施行令第6条の規定に基づき、国際連合から提供される記章（以下「国連記章」という。）を制服に着用するものとし、その着用要領は、別図のとおりとする。
- 6 統合幕僚長である自衛官又は統合幕僚監部の職員である自衛官は必要に応じて次の特殊服装の着用品の左胸ポケット（ポケットがない場合は相当する位置）中央にそれぞれ統合幕僚長章又は統合幕僚監部職員章を着用することができる。
 - (1) 防寒服装
 - (2) 防暑服装
 - (3) 戦闘服装（上級曹長識別章の着用）

第7条の2 上級曹長制度に関する達（陸上自衛隊達第21-29号）に定める最先任上級曹長及び先任上級曹長は、上級曹長識別章を着用することを基準とする。

- 2 上級曹長識別章の制式及び着用要領は、別表第8に掲げるとおりとする。
（夏用及び冬用の制服の着用時期）

第8条 方面総監は、当該方面区内に所在する陸上自衛隊の施設（市ヶ谷駐屯地を除く。）に勤務する陸上自衛官の夏用及び冬用の制服の着用期間について気候、勤務場所その他の状況にかんがみ別段の定めをすることができる。

- 2 方面総監は、前項により別段の定めをした場合において、夏用の制服の着用開始前及び終了後の2箇月を限度として、最小限の期間で冬服と夏服のいずれでも着用できる期間を設けることができる。
- 3 方面総監は、前2項により別段の定めをした場合には、当該方面区内に所在し、かつ陸上自衛官が勤務する陸上自衛隊以外の部隊及び機関の長に通知するものとする。
- 4 自衛官は、転属、臨時勤務、入校等のため夏用及び冬用の制服の着用が異なる地域を旅行する場合には、夏用又は冬用いずれの制服でも着用することができる。

附 則

この達は、昭和43年4月1日から施行する。

附 則（昭和43年7月11日陸上自衛隊達第24-8-1号）

この達は、昭和43年8月1日から施行する。

附 則（昭和43年8月14日陸上自衛隊達第24-8-2号）

この達は、昭和43年9月1日から施行する。

附 則（昭和43年12月10日陸上自衛隊達第24—5—1号抄）

- 1 この達は、昭和43年12月10日から施行する。

附 則（昭和44年11月26日陸上自衛隊達第24—8—3号）

この達は、昭和44年11月26日から施行する。

附 則（昭和45年3月30日陸上自衛隊達第24—5—2号抄）

- 1 この達は、昭和45年4月1日から施行する。

附 則（昭和45年6月17日陸上自衛隊達第122—72号）

- 1 この達は、昭和45年7月1日から施行する。

- 2 この達施行の際、現に保有している旧様式の内紙類は、当分の間内容を修正して使用することができる。

附 則（昭和46年4月30日陸上自衛隊達第24—8—4号）

この達は、昭和46年4月30日から施行する。

附 則（昭和47年5月29日陸上自衛隊達第24—8—5号）

この達は、昭和47年6月1日から施行する。

附 則（昭和47年8月30日陸上自衛隊達第24—8—6号）

この達は、昭和47年8月30日から施行する。

附 則（昭和49年4月30日陸上自衛隊達第24—8—7号）

この達は、昭和49年5月25日から施行し、昭和49年3月12日から適用する。

附 則（昭和50年6月26日陸上自衛隊達第24—8—8号）

この達は、昭和50年7月1日から施行する。

附 則（昭和51年2月9日陸上自衛隊達第24—8—9号）

この達は、昭和51年3月1日から施行する。

附 則（昭和53年1月28日陸上自衛隊達第24—8—10号）

この達は、昭和53年2月28日から施行する。

附 則（昭和53年6月14日陸上自衛隊達第24—8—11号）

この達は、昭和53年6月14日から施行する。

附 則（昭和57年4月30日陸上自衛隊達第122—119号）

- 1 この達は、昭和57年4月30日から施行する。

- 2 この達施行の際現に保有する公印は、新たに作成するまでそのまま使用することができる。

- 3 この達施行の際現に保有する旧様式の内紙類は、当分の間内容を修正して使用することができる。

附 則（昭和58年12月13日陸上自衛隊達第24—8—12号）

この達は、昭和59年1月10日から施行する。

附 則（昭和60年3月18日陸上自衛隊達第24—8—13号）

この達は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則（昭和61年7月31日陸上自衛隊達第24—8—14号）

この達は、昭和61年8月1日から施行する。

附 則（昭和62年4月16日陸上自衛隊達第24—8—15号）

この達は、昭和62年5月1日から施行する。

附 則（平成4年8月7日陸上自衛隊達第24—8—16号）
この達は、平成4年8月10日から施行する。

附 則（平成6年12月9日陸上自衛隊達第24—8—17号）
この達は、平成7年3月1日から施行する。

附 則（平成7年7月5日陸上自衛隊達第24—8—18号）
この達は、平成7年8月1日から施行する。

附 則（平成8年3月22日陸上自衛隊達第24—8—19号）
この達は、平成8年3月29日から施行する。

附 則（平成9年3月31日陸上自衛隊達第24—8—20号）
この達は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成10年3月20日陸上自衛隊達第122—135号）
この達は、平成10年3月26日から施行する。

附 則（平成11年3月25日陸上自衛隊達第122—150号）
この達は、平成11年3月29日から施行する。

附 則（平成12年3月27日陸上自衛隊達第122—157号抄）
1 この達は、平成12年3月28日から施行する。

附 則（平成12年11月27日陸上自衛隊達第24—8—21号）
この達は、平成12年11月28日から施行する。

附 則（平成13年3月27日陸上自衛隊達第122—168号）
この達は、平成13年3月27日から施行する。（ただし書略）

- 附 則（平成14年3月27日陸上自衛隊達第122—176号）
1 この達は、平成14年3月27日から施行する。ただし、第3条、第6条の改正規定及び第9条、第10条の予備自衛官補以外に係る改正規定は、同年4月1日から施行する。
2 この達施行の際、現に保有する旧様式の内紙類は、当分の間、内容を修正して使用することができる。

附 則（平成15年3月25日陸上自衛隊達第122—181号）
この達は、平成15年4月1日から施行する。（ただし書略）

附 則（平成18年7月26日陸上自衛隊達第122—211号）
この達は、平成18年7月31日から施行する。

附 則（平成19年1月9日陸上自衛隊達第122—215号）
この達は、平成19年1月9日から施行する。

- 附 則（平成19年3月27日陸上自衛隊達第122—218号）
1 この達は、平成19年3月28日から施行する。
2 この達の施行の際、現に保有している旧様式の内紙類は、当分の間、内容を修正して使用することができる。

- 附 則（平成19年7月27日陸上自衛隊達第24—8—22号）
1 この達は、平成19年7月31日から施行する。
2 この達の施行の際、現に陸上自衛官が使用し、又はこれらに貸与し、若しくは支給するために保管されているこの達による改正前の陸上自衛官服装細則別表第4の規定による作業帽及び戦闘帽の帽章は、この達による改正後の

陸上自衛官服装細則別表第4の規定にかかわらず、当分の間、これを用いることができる。

附 則（平成20年2月7日陸上自衛隊達第24—8—23号）

この達は、平成20年2月14日から施行する。

附 則（平成20年3月25日陸上自衛隊達第122—224号）

この達は、平成20年3月26日から施行する。

附 則（平成21年2月3日陸上自衛隊達第122—230号）

この達は、平成21年2月3日から施行する。

附 則（平成21年3月30日陸上自衛隊達第122—232号）

この達は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月23日陸上自衛隊達第122—237号）

この達は、平成22年3月26日から施行する。

附 則（平成23年3月31日陸上自衛隊達第122—248号）

この達は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月30日陸上自衛隊達第122—254号）

この達は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月28日陸上自衛隊達第122—263号）

1 この達は、平成26年4月1日から施行する。

2 この達の施行の際、陸上自衛官服装細則（陸上自衛隊達第24—8号）において、現に陸上自衛官が使用し、又はこれらに貸与し、若しくは支給するために保管されているこの達による改正前の陸上自衛官服装細則別表第5の規定による防寒戦闘服外衣は、この達による改正後の陸上自衛官服装細則別表第5の規定にかかわらず、当分の間、これを用いることができる。

附 則（平成27年7月13日陸上自衛隊達第24—8—24号）

この達は、平成27年7月13日から施行する。

附 則（平成28年3月28日陸上自衛隊達第24—8—25号）

この達は、平成28年3月28日から施行する。

別表第1（第4条関係）
特殊服装をする場合及び着用品

| | 服装名 | 特殊服装をする場合 | 着用品 |
|-----|------|--|---|
| 1 | 防寒服装 | 防寒のため必要がある場合 | (1)防寒帽 (2)防寒覆面又は防寒戦闘面覆 (3)防寒外衣、防寒戦闘服外衣又は防寒戦闘服白色外衣 (4)防寒手袋又は防寒戦闘手袋 (5)防寒大手袋 (6)足首巻防寒靴用又は防寒戦闘足首巻 (7)防寒・スキー兼用靴又は防寒戦闘靴 (8)戦闘白色覆 (9)防寒外衣ズボン、(10)防寒戦闘服外衣ズボン |
| 1の2 | 防暑服装 | 防暑のため必要がある場合 | (1)防暑帽 (2)防暑服 |
| | | | (3)防暑靴 (4)防暑下衣 |
| | 一般用 | 出動、教育訓練等において必要とする場合 | (1)迷彩服上衣又は戦闘服一般用上衣 (2)迷彩服ズボン又は戦闘服一般用ズボン (3)防寒戦闘外衣 (4)鉄帽覆又は戦闘鉄帽覆 (5)戦闘手袋一般用 (6)戦闘靴一般用 (7)戦闘帽 (8) 防寒戦闘外衣ズボン (9) 戦闘下衣 |
| | 航空用 | 1 航空機搭乗を本務とする自衛官が航空機に搭乗する場合及び航空機の教育訓練に従事する場合 2 前項以外の自衛官が航空機に搭乗する場合で必要な場合 3 航空機の誘導及び整備に従事する場合 | (1)航空ヘルメット (2)航空マフラー (3)航空服上衣又は戦闘服航空用上衣 (4)航空ズボン又は戦闘服航空用ズボン (5)航空手袋又は戦闘手袋航空用 (6)航空靴又は戦闘靴航空用 (7)航空誘導服 (8)航空誘導帽 (9)航空整備帽 (10)航空整備用長靴 (11)戦闘下衣 |

| | | | | |
|---|----------|--------|--|---|
| 2 | 戦闘 服装 | 空挺用 | 空挺従事者が空挺降下又はこれに伴う教育訓練に従事する場合 | (1)空挺鉄帽又は88式鉄帽空挺用 (2)空挺用中帽 (3)鉄帽覆又は戦闘鉄帽覆 (4)空挺服上衣又は戦闘服空挺用上衣 (5)空挺服ズボン又は戦闘服空挺用ズボン (6) 戦闘下衣(7)空挺マフラー (8)空挺手袋又は戦闘手袋空挺用 (9)空挺用半長靴又は戦闘靴空挺用 |
| | | 装甲用 | 1 戦車、自走砲の乗員又は装甲車の操縦士が戦車、自走砲又は装甲車に搭乗する場合及びこれらの教育訓練に従事する場合 | (1)戦車帽 (2)防護めがね又は戦闘保護眼鏡 (3)戦闘服装甲用上衣 (4)戦闘服装甲用ズボン (5)戦車手袋又は戦車手袋装甲用 (6)戦車靴又は戦闘靴装甲用 (7) 戦闘下衣 |
| | | | 2 前項以外の自衛官が戦車、自走砲又は装甲車に搭乗する場合で必要などき | |
| | | 市街地用 | 特殊作戦群の自衛官(配置予定を含む。)が出動、教育訓練等において従事する場合 | (1)戦闘服市街地用 (2)防寒戦闘外衣市街地用 (3)戦闘帽市街地用 (4)戦闘覆市街地用 (5)戦闘手袋市街地用 (6)戦闘靴市街地用 (7) 戦闘下衣 |
| | | 評価支援隊用 | 評価支援隊の自衛官がFTC訓練に従事する場合 | (1)評価支援隊用迷彩服上衣 (2)評価支援隊用迷彩服ズボン (3)評価支援隊用防寒戦闘外衣 (4)評価支援隊用雨具 (5) 評価支援隊用防寒戦闘外衣ズボン (6) 評価支援隊用迷彩帽 (7) 評価支援隊用鉄帽覆 (8) 戦闘下衣 |
| 3 | 単車服装 | | 1 師団偵察隊等偵察部隊の隊員が単車に乗車する場合又はこれに伴う教育訓練に従事する場合 | (1)オートバイヘルメット (2)保護めがね又は戦闘保護眼鏡 (3)防じんえり巻 (4)オートバイ服上衣 (5)オートバイ服ズボン |

| | | | |
|-----|-----------------|---|--|
| | | 2 前項以外の自衛官が 単車に乗車する場合 必要なとき | (6)オートバイ手袋又は戦 闘手袋オートバイ用 (7) 腹帯 (8)オートバイ靴 (9) 戦闘下衣 |
| 4 | 施設服装 | 施設作業等のため必要と する場合 | (1)地下たび(2)特殊手袋 又は作業手袋 |
| 5 | 体育服装 | 体育訓練及び特別体育課 程の教育訓練に従事する 場合 | (1)運動帽 (2)運動服上 衣又は膚着等 (3)運動ズ ボン又は運動パンツ (4) 運動帯 (5)運動靴 |
| 5の2 | 特別儀じょう 等訓練服装 | 第302保安警務中隊が 儀じょう訓練に従事する 場合 | (1)作業服、陸(2)作 業帽、陸(3)作業帽用帽 章(4)半長靴又は短靴(5) バンド作業服用(6)弾帯 (7)白手 |
| 6 | 消防服装 | 消火、防火又は救難作業を 実施する場合及びこれら の教育訓練に従事する場 合 | 防火用消防服(防火外とう、 防火かぶと、防火手袋)又 は耐熱用消防服(耐熱上衣、 耐熱ズボン、耐熱かぶと、 耐熱手袋、耐熱靴) |
| 7 | 整備服装 | 整備、燃料取扱い、その他 これらに準ずる作業のた め必要な場合 | (1)整備帽 (2)整備服 (3)作業手袋 |
| 8 | 調理 服装 | 調理用 | (1)調理帽 (2)調理服 (3)調理用前掛け (4)調 理用長靴 |
| | | 配食用 | (1)配食帽 (2)配食服 (3)配食用前掛け (4)配 食用長靴 |
| 9 | 衛生 服装 | 治療防疫 用 | (1)診察衣 (2)手術帽 (3)手術衣 (4)手術手袋 (5)予防疫 |
| | | 看護用 | (1)看護帽(男子用、女子 用) (2)看護服(男子用、 女子用) (3)白色又ははだ 色靴下(女子用) (4)白 靴(男子用、女子用) (5) カーディガン(男子用、女 子用) (6)エプロン(男 子用、女子用) |

| | | | |
|----|--------|--|----------------------------|
| 10 | 患者服装 | 自衛隊の医療施設に入院 又は入室している患者に 必要な場合 | (1)患者衣 (2)上靴 |
| 11 | 特殊勤務服装 | 自衛官が警務、情報、募集 及び援護に関する業務 に従事する場合において 部隊等の長が必要と認め るとき。 | (1)背広服(上衣・ズボン) (2)防寒コート |

- 注：1 着用品は、その使用目的に応じ、所定の服装に重ね、又はそれに代えて一部又は全部を着用することができる。
- 2 部隊等の長は、体育服装の運動帽、運動帯等に教官、助教、学生等の識別を付することができる。

別表第1—2（第4条の2関係）

妊婦服の制式及び着用要領

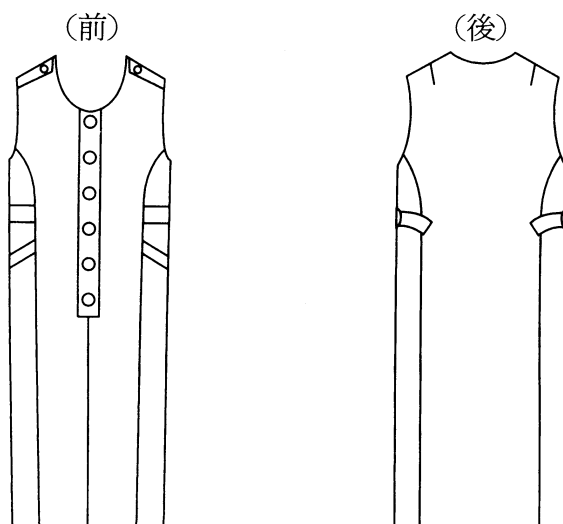
1 妊婦服の制式

| | | |
|----|-----|--|
| 地質 | 冬服 | 濃緑色の毛織物、化学繊維織物又はこれらの混紡織物若しくは交織織物とする。 |
| | 夏服 | 淡緑色の毛織物、麻織物、綿織物、化学繊維織物又はこれらの混紡織物若しくは交織織物とする。 |
| | 形 | ジャンパースカート型とし、形状は、付図のとおりとする。 |
| | 襟 | U字ネックとする。 |
| 製式 | 肩章 | 外側の端をそで付に縫い込み、襟側をボタン一個で留める。 |
| | 前面 | シングルとし、中央に金色のボタン六個を一行につける。腰部左右に各一個のポケットをつける。 |
| | 後面 | 脇から切替えのAラインとする。 |
| | その他 | 胴部左右に各一個の脇調整ベルトをつける。 |

2 着用要領

- (1) 妊婦服は、自衛隊法施行規則別表第2(1)イに定める女性正帽又は略帽、女性ワイシャツ、ネクタイ、女性外とう、雨衣及び女性短靴並びに別表第3に掲げる女性ブラウス、セーター及び靴（ローヒール又は運動靴）と適宜組合わせて着用することができる。
- (2) 女性ブラウスを着用する場合には、前号のネクタイを着用することができる。
- (3) 階級章は、乙階級章を着用する。

妊婦服の形状



別表第2（第5条関係）

各種服装の着用品の省略又は変更

| 着用品を省略又は変更できる場合 | 省略又は変更要領 |
|------------------------------|---|
| | 1 拳銃帯又は弾薬帯及び半長靴を着用し、必要により腕章を装着するものとする。 |
| | また、部隊等の長が必要と認めるときは、作業服装をすることができる。 |
| 2 | 警衛勤務者は通常乙武装（中帽着用）とする。 |
| 特別勤務に従事する場合 | この場合、駐屯地司令が必要と認めるときは、甲武装（中帽着用）又は別表第3に示す警衛勤務者用の着用品を着用することができる。 |
| | 3 酷暑において部隊等の長が必要と認めるときは、第1（2）（3）種夏服又は作業服に代えて防暑服を、作業服及び防暑服の各上衣に代えて第3種夏服上衣を着用することができる。 |
| | また、防暑服又は防暑服上衣を着用する場合は、防暑靴を着用することができる。 |
| 作業及び教育訓練等に従事する場合並びに駐屯地内にある場合 | 1 作業、教育訓練等及び常装で駐屯地内にある場合において部隊等の長が必要と認めるときは、作業服上衣若しくは作業服ズボン又は作業服上衣及び作業服ズボンを現服装の上に重ねて又は現服装に代えて着用することができる。 |
| | 2 前項において着用する帽子は、作業帽又は変更前の服装において着用する帽子とする。 |
| | 3 常装夏服を着用する場合は、正帽に代えて防暑帽を着用することができる。 |
| | 4 酷暑時においては、特別勤務に従事する場合の第3項を準用することができる。 |
| 警務官及び警務官補たる自衛官が拳銃を携行しない場合 | 「拳銃弾倉入れ」「拳銃つり」及び「拳銃つりひも」の着用を省略することができる。 |
| 国際平和協力隊等の隊員として派遣される場合 | 国際平和協力隊の隊員として派遣される自衛官は、国際平和協力隊員等を命ぜられている間、自衛官服装規則別表第1及び別表第2に掲げる各種服装の着用品（正帽、作業帽等）に代え、国際連合等から提供される帽子等を着用することができる。 |
| 国際緊急援助隊等の隊 | 国際緊急援助隊等の隊員として派遣される自衛官は、 |

| | |
|--|---|
| 員として派遣される場合 | 国際緊急援助隊員等を命ぜられている間、自衛官服装規則別表第1及び別表第2の常装の着用品のうち略帽に代えて防暑帽を、戦闘服装の着用品に加えて防暑帽又は略帽を着用できる。 |
| 規則第8条第1項第2号及び第5号の規定により、部外者の主催する儀式等に礼装で参加する場合 | 部隊等の長が、儀礼上、儀式等の場にふさわしくないと認めるときは、「礼装用飾緒（陸将及び陸将補に限る。）」の着用を省略することができる。 |
| 常装冬服を着用する場合 | 部隊等の長が勤務上又は職務上特に必要と認める場合、自衛官服装規則別表第1及び別表第2の常装冬服の着用品のうち、冬服上衣（女性冬服上衣）、ワイシャツ（女性ワイシャツ）及び甲階級章に代えて、第2種夏服上衣（女性第2種夏服上衣）及び乙階級章を着用することができる。 |
| 常装第1種夏服を着用する場合 | 部隊等の長が勤務上又は職務上特に必要と認める場合、自衛官服装規則別表第1及び別表第2の常装第1種夏服の着用品のうち、ワイシャツ（女性ワイシャツ）については、第2種夏服上衣（女性第2種夏服上衣）又は、第3種夏服上衣（女性第3種夏服上衣）を着用することができる。 |
| 常装第3種夏服を着用する場合 | 部隊等の長が特に必要と認める場合、ネクタイを着用することができる。 |
| 女性自衛官が常装（礼装）冬服ズボンを着用する場合 | 防寒等のため、部隊等の長が必要と認める場合、制服に準ずる着用品に定めるはだ色靴下に代えて、黒色靴下を着用することができる。 |
| 別表第1に規定する戦闘帽、航空誘導帽、航空整備帽を着用する場合 | 脱落防止等のため、部隊等の長が必要と認める場合、別表第1に規定する戦闘帽、航空誘導帽、航空整備帽にあご紐を付けることができる。 |

制服に準ずる着用品

| | 着用品目 | 着用する場合 | 制式 |
|-----|-------------------|--|---|
| 1 | 防寒えりまき 防じんえりまき | 防寒又は防じんその他部隊等の長が特に必要と認めた場合 | 紺色、青色、緑色系統、灰色系統又は陸上自衛官の部隊章に関する達（陸上自衛隊達第24—1号）別表に掲げる自己部隊の部隊章の隊種標識と同色の単色無地とする。 |
| 1の2 | 防寒耳覆 | 防寒、その他部隊等の長が必要と認める場合 | 黒色、茶色、紺色、黄色、緑色系統、灰色又は白色系統の無地とする。 |
| 2 | 手袋 | 防寒、教育訓練、作業のため必要な場合 | 黒色、茶色、紺色、黄色、緑色系統、灰色又は白色系統の無地とする。 |
| 3 | 防水用ひざおおい | 降雨、降雪時の通勤、外出、作業の場合又は教育訓練の場合で部隊等の長が必要と認めるとき | 無色、黒色、紺色、青色又は緑色系統の無地合成樹脂製とする。 |
| 4 | 携帯雨具 | 降雨、降雪時の作業又は教育訓練の場合で部隊等の長が必要と認めるとき | 携帯雨具はセパレーツ型とポンチョ型の2種類とする。セパレーツ型は、緑色系統の無地とする。 ポンチョ型は緑色系統又は白色（冬期積雪地用）系統の無地とする。 |
| 5 | 防水用帽子おおい | 降雨、降雪時に正帽又は礼帽を着用する場合 | 無色とする。 |
| 6 | 長靴 レインシューズ | 降雨、降雪時の通勤外出の場合その他部隊等の長が必要と認めた場合 | 男性自衛官のものは黒色、女性自衛官のものは黒色又は白色とする。 |
| | スリッパ | 建物の内部、自衛隊の施設内又は体育の場合 | 部隊等の長の定めるところによる。 |
| 7 | 営内靴 運動靴 | | |
| 8 | 危険作業用安全帽 | 整備、重量物運搬等の危険作業に従事する場合 | 黄色とする。 |
| 9 | 単車乗務者用安全 | 偵察部隊員、警務隊員及 | 別に定めるところによる。 |

| | | | |
|------|----------------------------------|---|--|
| | 帽 | び地方協力本部勤務者が 装備単車に乗務する場合 | |
| 10 | 通勤、外出時の単 車及び自転車用安 全帽 | 通勤、外出時等において 単車及び自転車に乗車す る場合 | 黒色、茶色、紺色、黄色、 緑色系統、灰色又は白色系 統のJ I S規格適合品とす る。 |
| 11 | 靴下 | 制服又はこれに準ずるも のを着用する場合 | 黒色とする。ただし、女性 自衛官ははだ色とする。 |
| 11の2 | 作業下衣 戦闘下衣 | 作業服装、戦闘服装又は 単車服装をする場合 | 緑色系統とする。 |
| 12 | 女性ブラウス | 女性自衛官が妊娠により 制服を着用できない場 合、又は、安全上必要が ある場合で部隊等の長が 必要と認めるとき | 白又は淡黄色系統とする。 |
| 12の2 | セーター又はカー ディガン | | 黒、白、紺、淡黄、茶又は 濃緑色系統とする。 |
| 12の3 | 靴 | | 黒系統のローヒール、黒色 又は白色の運動靴とする。 |
| 12の4 | 靴下又はタイツ | | はだ色又は黒色系統とす る。 |
| 13 | 警務隊員の「携帯 雨具」 | 降雨、降雪時の保安業務 又は高官等の誘導業務に 従事する場合で警務隊の 長が必要と認めるとき | 白色セパレート型とする。 |
| 13の2 | 警務隊員の「中帽」 及び「中帽おおい」 | 保安業務及び高官等の誘 導業務に従事する場合で 警務隊の長が適当と認め るとき | 白色とする。 |
| 14 | 儀じょう用の「小 銃負いひも」「弾 帯」及び「銃剣」 | 第302保安警務中隊員が 特別儀じょう及び通常儀 じょうを実施する場合 | 小銃負いひも及び弾帯は白 色とし、銃剣の刀身は銀色 とする。 |
| 15 | 削除 | 削除 | 削除 |
| 16 | 警衛勤務者の「警 衛用中帽」 | 隊員が警衛勤務に服務す る場合で駐屯地司令が必 要と認めるとき | 白色とし正面中央部に帽章 をつける。 |
| 17 | 警衛勤務者の「警 衛用弾帯」及び「警 衛用警棒」 | | 警衛用弾帯（バックル付） は白色とする。 |
| 18 | 警衛勤務者の「警 衛用警笛」及び「警 衛用警笛ひも」 | | 警笛紐を白色とするほか部 隊等の長の定めるところに よる。 |
| 19 | 警衛勤務者の「手 | | 部隊等の長の定めるところ |

| | | | |
|----|-------------|---|--|
| | 袋」 | | による。 |
| 20 | 交通統制用安全チヨッキ | 警務科及び輸送科の部隊等の隊員が交通整理、誘導、事故処理等を実施する場合で、部隊等の長が必要と認めるとき | 黒色のチヨッキ型とし白色夜光反射クロスをつける。 |
| 21 | 部隊識別帽 | 自衛隊の施設内において、勤務に従事しない場合、又は勤務に従事する場合において部隊等の長が略帽、作業帽及び運動帽に代えて着用することを認めた場合 | 野球帽型（佐官以上は、前ひさしに桜花桜葉模様等をつけることができる。）とし、統制権者が定めるところによる。統制権者は、付表に定めるとおりとする。付表の5の項及び9の項の統制権者が制式を定める場合は、直近上位の部隊等の長に報告するとともに、その部隊の駐屯地の駐屯地司令に通知するものとする。 |

付表

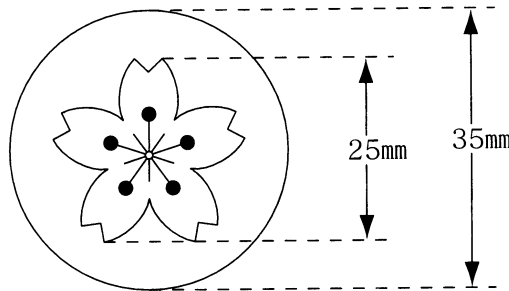
| | 部 隊 等 | 統制権者 |
|----|---|-----------|
| 1 | 陸上幕僚監部 | 陸上幕僚長 |
| 2 | 方面総監部及び同付隊 | 方面総監 |
| 3 | 師団司令部及び同付隊 | 師団長 |
| 4 | 旅団司令部及び同付隊 | 旅団長 |
| 5 | 中央即応集団司令部及び同付隊 | 中央即応集団司令官 |
| 6 | 団本部及び本部中（付）隊 | 団長 |
| 7 | 上記以外の連隊、群、その他防衛大臣、方面総監、師団長、旅団長、中央即応集団司令官及び団長の直轄部隊 | 当該部隊長 |
| 8 | 学校（自衛隊体育学校を含む。） | 学校長 |
| 9 | 研究本部 | 研究本部長 |
| 10 | 補給統制本部 | 補給統制本部長 |
| 11 | 補給処 | 補給処長 |
| 12 | 病院（自衛隊中央病院を含む。） | 病院長 |
| 13 | 自衛隊地方協力本部 | 地方協力本部長 |

別表第4（第7条関係）

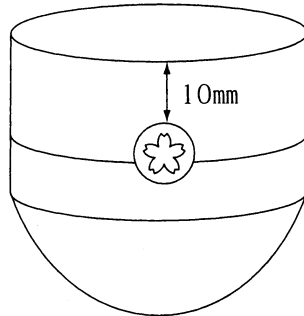
作業帽及び戦闘帽の帽章の細部制式及び着用位置

1 制式

| | |
|-----------------|--|
| 幹部自衛官及び 准陸尉用 | 緑色の布製円形の台地に、おしべ及びめしべを台地と同色にした茶色の桜花を付したものとする。寸法は図のとおりとする。 |
| 陸曹及び陸士用 | 桜花の縁、おしべ及びめしべを茶色とするほか幹部自衛官のものと同じとする。 |



2 着用位置



別表第5（第7条関係）

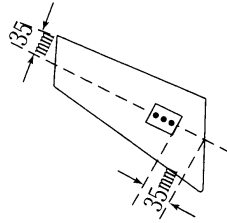
階級章及び略章の着用区分及び着用要領

| 制服名 | | 着用区分 | 着用要領 |
|------|---------------------------------------|--|---|
| 作業服装 | 作業服上衣（空挺服上衣を含む。）、作業外被、女性作業外被 | 略章を着用する。ただし、儀式、広報行事その他部隊等の長が必要と認める場合には、階級章を着用することができる。 | <ol style="list-style-type: none"> 1 略章 付図第1項に定めるとおりとする。 2 階級章 規則に定めるところによる。 |
| 特殊服装 | 防寒戦闘服外衣上衣 | 略章を着用する。 | <ol style="list-style-type: none"> 1 幹部、准陸尉及び陸曹 付図第2項に定めるとおりとする。 2 陸士 作業服上衣の場合に同じとする。 |
| | 防寒外衣、防寒戦闘服白色外衣上衣、航空服上衣（冬） | | <ol style="list-style-type: none"> 1 幹部、准陸尉及び陸曹 付図第3項に定めるとおりとする。 2 陸士 作業服上衣の場合に同じとする。 |
| | 航空服上衣（夏） | | 付図第4項に定めるとおりとする。 |
| | オートバイ服上衣 | | 防寒外衣の場合に同じとする。 |
| | 迷彩服上衣、防暑服上衣、戦闘服上衣（一般用、航空用、装甲用、空挺用） | | 作業服上衣の場合に同じとする。 |
| | 整備服 | | 作業服上衣の場合に同じとする。 |
| | 航空誘導服、運動服、携帯雨具、戦闘雨具、調理服、衛生服装の各着用品、患者衣 | | 階級章、略章ともに着用しない。 |

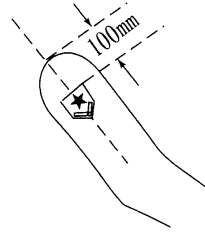
別表第5 付図

1 作業服上衣及び作業外被の略章

(1) 幹部、准陸尉及び陸曹



(2) 陸士



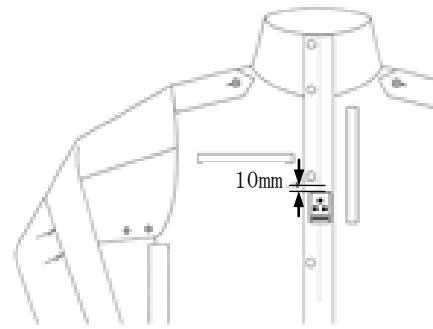
(右腕につける)

2 防寒戦闘服外衣上衣の略章

(1) 陸将及び陸将補

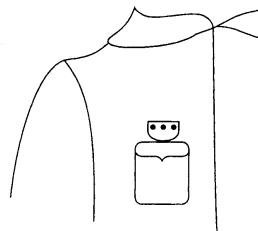


(2) 1等陸佐から3等陸曹まで



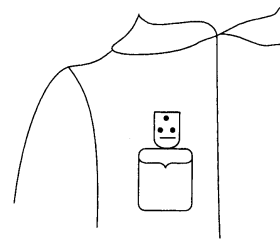
3 防寒外衣、防寒戦闘服白色外衣上衣及び航空服上衣（冬）の略章

(1) 陸将及び陸将補



備考：防寒戦闘服白色外衣上衣は、防寒外衣を準用する。

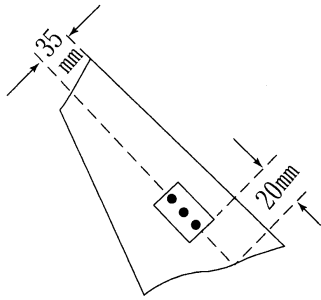
(2) 1等陸佐から3等陸曹まで



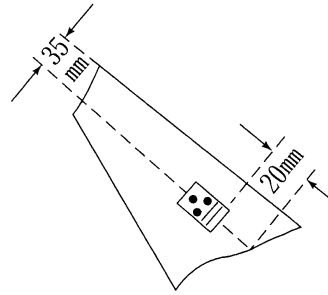
備考：防寒戦闘服白色外衣上衣は、防寒外衣を準用する。

4 航空服上衣（夏）の略章

(1) 陸将及び陸将補

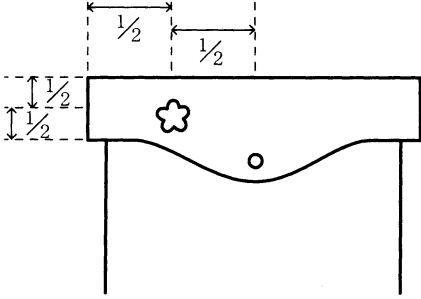


(2) 1等陸佐から3等陸曹まで



別表第6（第7条関係）

車両操縦優良章の着用区分及び着用要領

| 着用区分 | 着用要領 |
|---|--|
| <p>冬服上衣、第1(2)(3)種夏服上衣、女性冬服上衣、女性第1(3)種夏服上衣、女性第2種夏服、作業服上衣（空挺服上衣を含む。）及び部隊等の長が必要と認めるその他の制服につける。</p> |  <p>図は左服ポケットとする。</p> |

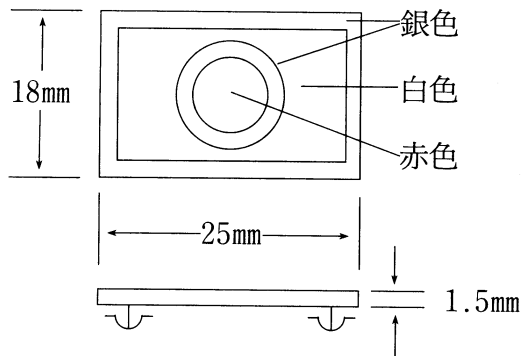
別表第7（第7条関係）

国家標識の制式及び着用要領

1 常装冬服（夏服）用

(1) 制式

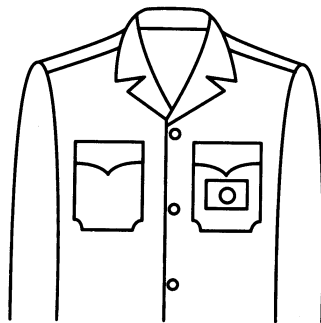
形状及び地色



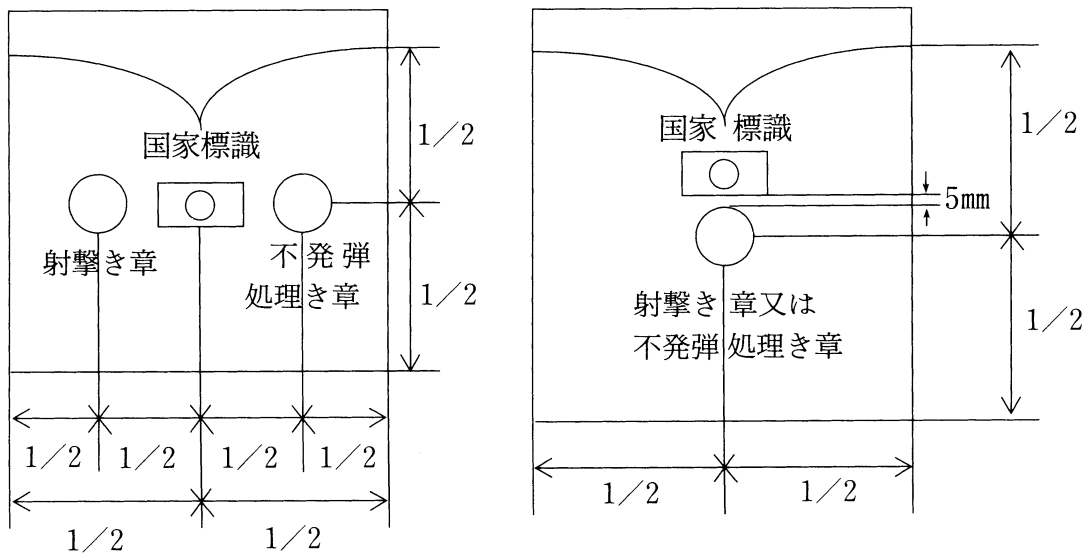
銅製とし、表面は七宝焼とする。

(2) 着用要領

左胸ポケット中央とする。



備考 射撃き章、不発弾処理き章の着用者は、次のように国家標識を着用するものとする。

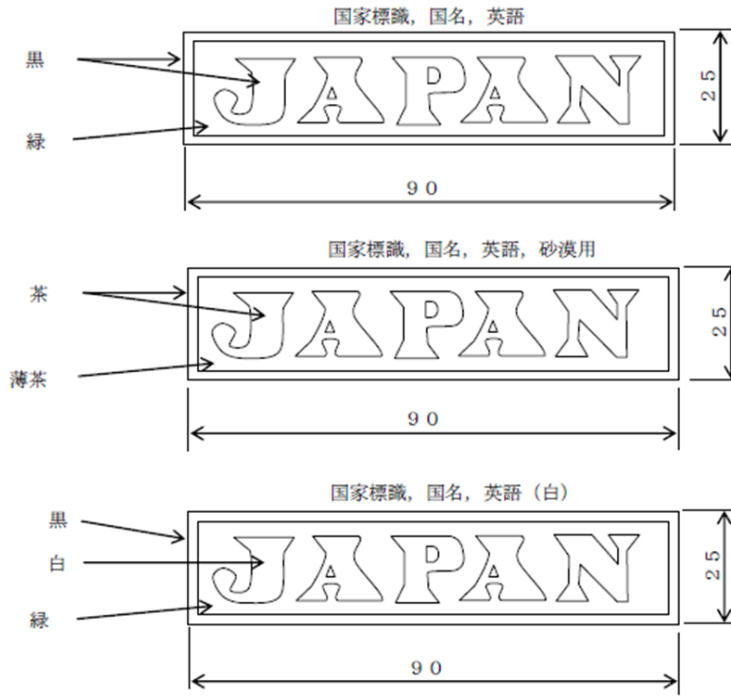


2 作業服（防暑服・迷彩服・戦闘服・防寒戦闘服外衣・作業外被）用

(1) 制式

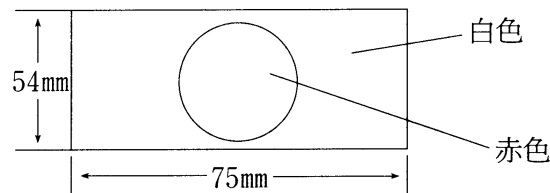
形状及び地色

ア 胸用



布製とする。

イ 腕用（国際緊急援助隊に関わる隊員が派遣される場合に胸用と同時に着用する。）



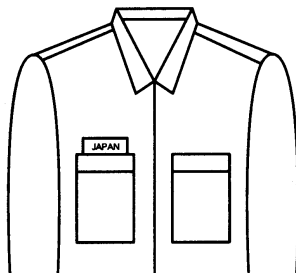
布製とする。

(2) 着用要領

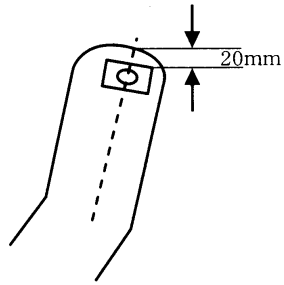
ア 胸用

右胸ポケット上部とする。

（営内班長き章又は服務指導准尉き章着用の場合は、その上部とする。）



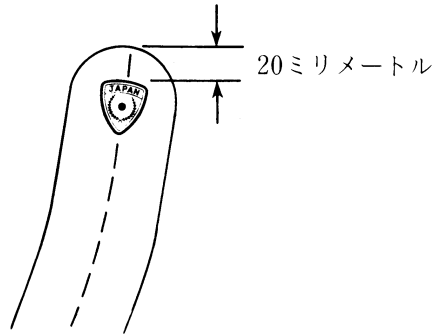
イ 腕用
左腕上部とする。



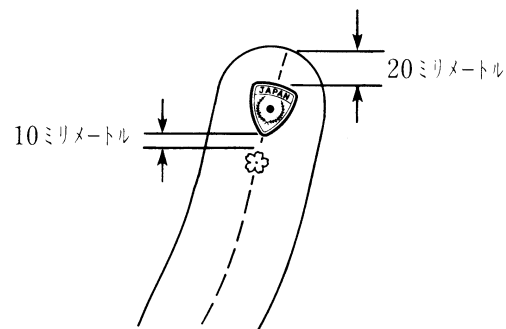
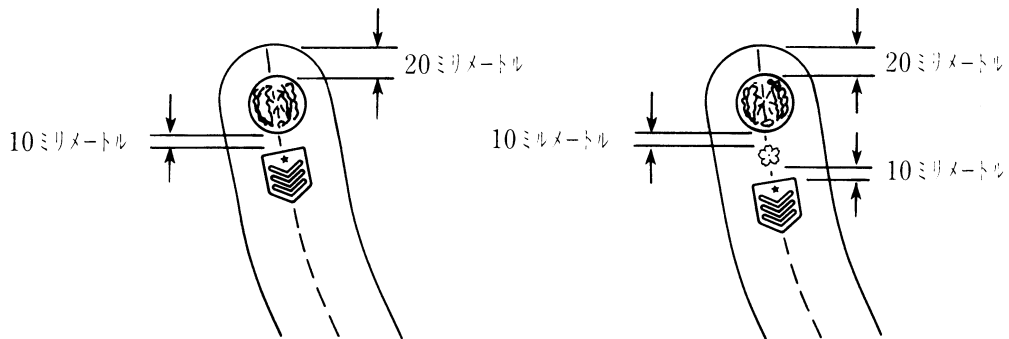
別図（第7条関係）

平和協力隊員記章及び国連記章の着用要領

- 1 平和協力隊員記章（左腕につける。）

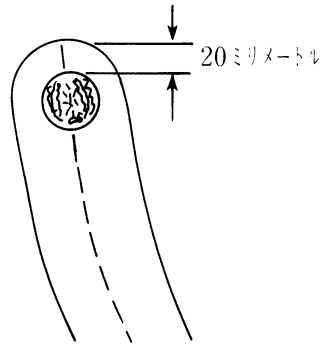


陸将から3等陸曹までの自衛官

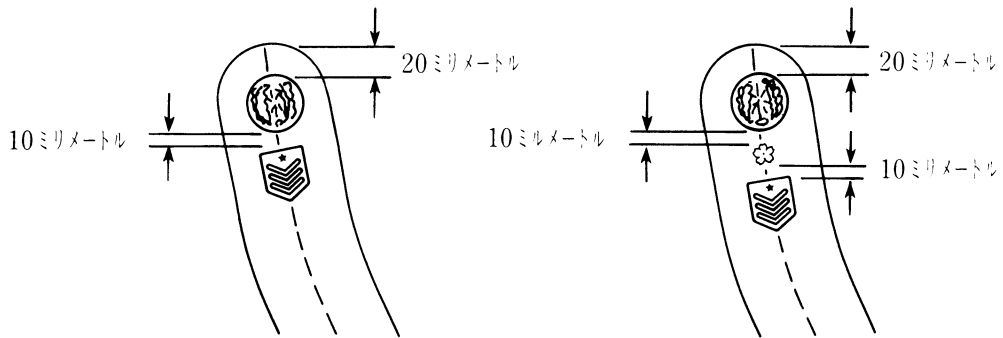


陸士長以下の自衛官

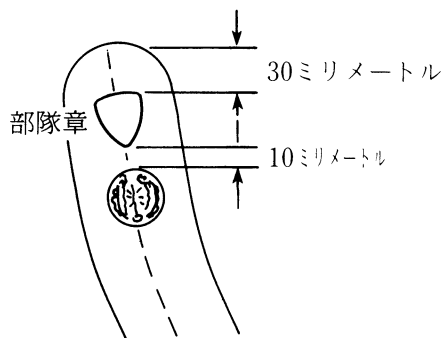
2 国連記章（右腕につける。）



陸将から3等陸曹までの自衛官



陸士長以下の自衛官



全自衛官

別表第8（第7条の2関係）

上級曹長識別章の制式及び着用要領

1 最先任上級曹長

陸上自衛隊
最先任上級曹長



方面隊、中央即応集団・師団等
（指揮官が将の部隊等）の
最先任上級曹長



旅団、団、補給処等（指揮
官が将補の部隊等）の
最先任上級曹長



連隊、大隊等の
最先任上級曹長



備考：1 金属製は、本体が金色、桜星は銀色とする。
2 布製は、OD色、桜星は黒色、帽章の図柄は茶褐色とする。

2 先任上級曹長

指揮官が1佐及び2佐の
部隊等の先任上級曹長



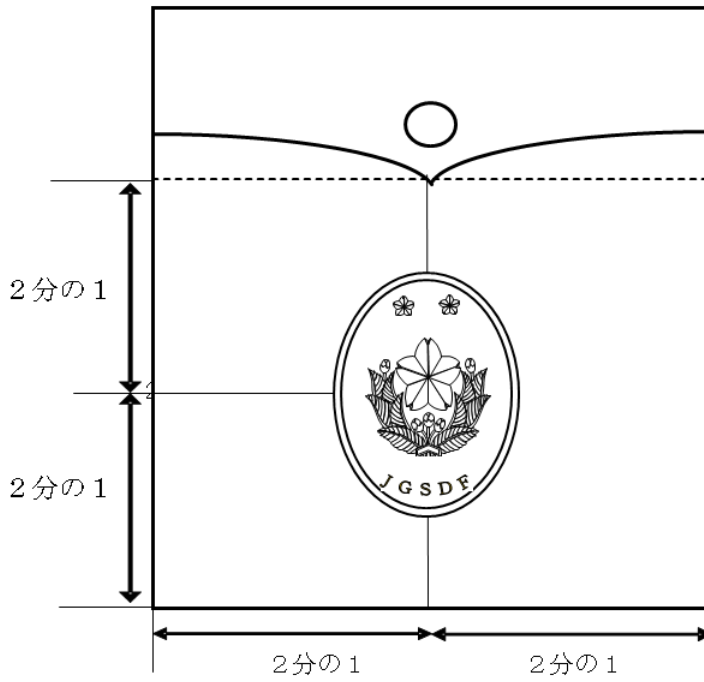
指揮官が3佐及び1尉の
部隊等の先任上級曹長



備考：1 金属製は、本体を銀色、桜星は金色とする。
2 布製は、OD色、桜星及び帽章の図柄は黒色とする。

3 着用要領

常装：金属製（右胸ポケット）に着用



戦闘服及び作業服：布製（右胸ポケット）に着用

